

災害拠点病院の指定について

1. 災害拠点病院指定の考え方

災害拠点病院の指定については、平成 29 年度の当部会においてお示した考え方（資料 1-2）に基づき指定を進めています。

《参考 資料 1 - 2（抜粋）》

(2) 追加する考え方

「(1) 従来の方針」では、災害対応が不十分であると考えられるため以下の考え方を追加します。

- 各圏域に 1 病院以上の指定を行います。
- 津波や液状化等の被害想定により、災害拠点病院の指定を受けている病院における、急性期対応が困難となる地域においては、その役割を代替することが可能な病院について指定を行います。
- 中規模病院しかない地域においては、複数の病院を指定し、互いに補完し合える体制を築きます。

【参考：対応が必要となる圏域】

- 桑名 : 地域には、中規模病院の三重北医療センターいなべ総合病院の 1 箇所しか指定を受けていません。
- 津 : 三重大学医学部附属病院の代替病院が必要となります。
- 南勢志摩 : 伊勢赤十字病院の代替病院が必要となります。
- 紀南 : 災害拠点病院が指定されていません。

これまでに対応が必要となる圏域のうち、平成 29 年度に三重中央医療センター（津圏域）及び紀南病院（紀南圏域）を指定しました。

2. 災害拠点病院の指定申請

令和元年 8 月 6 日に市立伊勢総合病院（伊勢市楠部町）から指定申請がありました。

災害拠点病院の指定要件（資料 1-3）を満たしているか確認を行ったところ、概ね達成している状況であり、かつ、未達成項目についても達成に向けた具体的な計画があること、また地域の状況からも指定が妥当と判断しています。

記

- (1) 病院名 市立伊勢総合病院（伊勢市楠部町 3 0 3 8 番地）
 (2) 開設者 伊勢市長

- (3) 院長 原 隆久
- (4) 申請年月日 令和元年8月6日
- (5) 現地調査日 令和元年8月16日
- (6) 指定要件達成状況 資料1-4のとおり
- (7) 県の意見

南勢志摩圏域においては、伊勢赤十字病院（伊勢市船江）と県立志摩病院（志摩市阿児町）を災害拠点病院に指定していますが、南海トラフ地震が発生した場合、甚大な被害が想定されること、海に面し津波の影響を受けやすいことなど災害時のリスクを勘案するとさらなる災害医療体制の充実を図る必要があります。

市立伊勢総合病院は、災害拠点病院の指定要件を概ね満たすとともに、津波浸水地域になく、伊勢自動車道の伊勢インターチェンジにも近いという立地であるため、傷病者の受入れ、搬送の拠点としての役割も期待できます。

また、地域の実情に即した災害時の医療提供体制の整備について関係機関が協議を行う伊勢志摩地域災害保健医療対策会議においても、市立伊勢総合病院の指定について全会一致で推薦がなされています。

以上のような状況から、市立伊勢総合病院の災害拠点病院の指定は妥当と判断しています。

3. その他

桑名圏域においては、引き続き、桑名市総合医療センターが、災害拠点病院の指定に向けて院内で取組を進めています。